

VI 薬物乱用防止対策

1 概 況

薬物乱用による弊害は、乱用者個人の心身を破滅させるばかりでなく各種犯罪を誘因する恐れがあるなど、社会に与える影響は計り知れない。わが国においては、近年の大型覚醒剤密輸事犯の相次ぐ摘発や、匿名性の高いウェブサイトを利用した密売の巧妙化・潜在化、若年層への大麻の乱用の拡大など、乱用問題は深刻な状況にある。

こうした状況の中、国は令和5年8月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策をより強力に推進することとした。

本県では、これら薬物乱用防止対策として知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策及び取締対策の2部会を設置しており、特に、啓発・青少年対策部会においては学校での啓発資材の配布や、各種キャンペーンの開催、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣及び専門家による講演会等により、青少年の薬物乱用防止を図った。さらに危険ドラッグ対策として、平成27年3月に「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、取組みを強化している。また麻薬が適正に使用・管理なされるよう、取扱施設の監視指導等を行った。

2 薬物乱用対策推進体制

(1) 薬物乱用対策推進体制

ア 神奈川県薬物乱用対策推進本部

設立 昭和48年 7 月24日

構成 本部長 知事

副本部長 副知事、県教育長、県警察本部長

本部員 29名(国機関 8 名、県機関 4 名、市町村 8 名、民間団体等 9 名)

(令和 8 年 5 月31日現在)

目的 ① 神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱の策定

② 関係機関・団体が行う啓発、取締対策及び乱用者等に対する措置に係る調整

イ 薬物クリーンかながわ推進会議

設立 平成 4 年10月28日

会長 長津 雅則 ((公社) 神奈川県薬剤師会会長)

構成 顧問 知事・横浜税関長・県警察本部長 (参加団体182団体 令和 8 年 4 月現在)

(2) 薬物乱用防止対策活動状況

ア 薬物乱用防止推進地域連絡会

令和7年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に沿って、薬物乱用防止推進地域連絡会を開催した。

イ 県ホームページ等を活用した薬物乱用防止用動画のインターネット配信

薬物乱用防止について啓発するため、過去に薬物を使用して立ち直った方の体験談等を県ホームページにより動画配信した。さらに危険ドラッグ乱用防止啓発動画を配信した。

ウ 県SNS等を活用した薬物乱用防止に関する広告の配信

若い世代向けに、大麻や危険ドラッグなどの薬物について、乱用を防止するための啓発広告や正しい情報をX、Instagram、LINE等で発信した。

エ 薬物乱用防止用動画の市中での配信

薬物乱用防止について啓発するために、デジタルサイネージを活用し、市中で動画配信を実施した。

オ 薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用防止講演会、薬物クリーンキャンペーン、広報紙の発行等を行った。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のほか、新国連薬物根絶宣言(2009～2019年)の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)を国連が支援するための国連支援募金に協力した。

活 動 内 容 一 覧

令和7年度

実施主体	実施日・回数	内 容 等
神奈川県薬物乱用 対 策 推 進 本 部	令和7年5月27日	神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会
	延べ11回	薬物乱用防止推進地域連絡会の開催 県各保健福祉事務所(センターを含む)、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市
薬物クリーンかなが わ推進会議	令和7年4月23日	運営委員会
	令和7年6月20日 ～ 7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(厚生労働省主唱) ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等71箇所
	令和7年6月20日 ～ 11月30日	国連支援募金((公財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター主催) 募金活動(県内募金総額 978,911円)
	令和7年10月1日 ～ 11月30日	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(厚生労働省主唱) 啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等54,851部
	令和8年2月18日 ～3月3日	広報委員会(書面会議)
	令和8年3月25日	広報・機関誌「薬物クリーンかながわ」(No.43)の発行
そ の 他	令和7年12月	有職・無職少年への薬物乱用防止啓発事業の実施協力 有職少年、無職少年向けのウェットティッシュ12,450個配布

作成啓発資材(県作成分含む)

令和7年度

資 材 名	作 成 数	資 材 名	作 成 数
消しゴム	9,000個	クリアファイル	6,000個
ウェットティッシュ	20,100個	フリクションマーカー	2,900個
リーフレット(STOP! 薬物乱用!!)	53,000枚	リーフレット(あなたの人生を守るために)	30,000部
啓発チラシ	4,000部		

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター支給啓発資材等
(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金用)

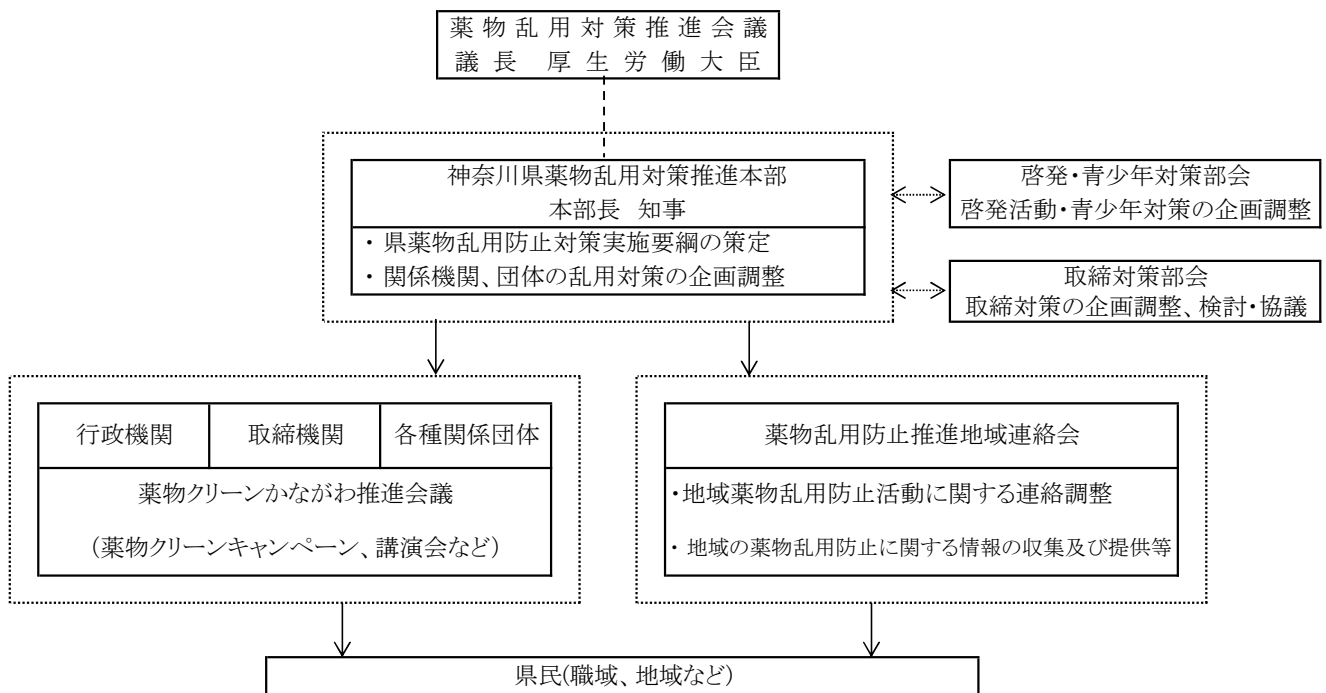
令和7年度

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
募 金 箱	924個	ポ ス タ ー	3,310枚
リ ー フ レ ッ ト	62,200部		

(麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動用)

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
パ ン フ レ ッ ト	16,000部	ポ ス タ ー	4,000枚

神奈川県薬物乱用対策推進本部関係体系図



(3) 薬物相談窓口

ア 薬物相談窓口の設置

精神保健福祉センター、保健福祉事務所等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を47ヶ所設けている。

設置年月 昭和63年2月

相談件数		令和7年度
県市機関別	件数	
横浜市	413	
川崎市	464	
相模原市	74	
横須賀市	16	
藤沢市	38	
茅ヶ崎市	5	
小計	1,010	
県保健福祉事務所(センター)	329	
精神保健福祉センター	116	
薬務課	35	
小計	480	
合計	1,490	

県保健福祉事務所(センター)別内訳

保健福祉事務所	件数	保健福祉事務所	件数
平塚	19	小田原	7
同秦野センター	19	同足柄上センター	0
鎌倉	81	厚木	144
同三崎センター	39	同大和センター	20
		計	329

イ 家族教室の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者の家族に乱用者への対応に関する知識を習得させるための家族教室を開催した。

設置年月 平成11年9月

実施状況 1回開催 16人参加

ウ 相談業務担当者研修会の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物相談担当者の薬物相談に係る資質の向上を図るため研修会を開催した。

実施状況 1回開催 54人参加

(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況

昭和54年11月、「神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱」が施行され、これに基づき昭和55年2月に「覚せい剤乱用防止推進員405名」が設置された。

平成11年4月、新たに神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱等を制定、名称を薬物乱用防止指導員に変更し、現在では476名の指導員が、各地域の街頭などで地域と密着した啓発活動を行い、大麻、覚醒剤等薬物乱用による弊害とその恐ろしさを訴えている。

ア 薬物乱用防止指導員協議会の概要

- (ア) 設立年月日 昭和57年5月19日
- (イ) 会 長 加藤 恒雄
- (ウ) 指 導 員 476名
- (エ) 支 部 37支部(令和8年4月1日現在)
- (オ) 活動費(補助金) 1,620千円(令和7年度)

指導員内訳

令和8年3月末現在

公 職 ・ 資 格 等	人 数 (名)	備 考
保 護 司	357	うち県麻薬等薬物相談員14名
薬 剤 師	95	うち県麻薬等薬物相談員 4名
そ の 他	24	
計	476	

イ 活動状況

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動として、啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等を行い啓発した。

令和7年度

活 動 項 目	回 数	備 考
街 頭 啓 発 活 動	120回	ポスター掲示や資材の配架等
ミニ集会・講演会・懇談会	26回	ミニ集会や薬物乱用防止講演会、教室
指 導 員 研 修 会	1回	令和7年6月9日 開港記念会館

ウ 啓発資材による啓発実績

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動においてリーフレット等の配布・配架を実施した。

3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策

(1) 学校薬剤師による薬物乱用防止啓発

青少年による危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物乱用が、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、県下の小・中・高校生を対象に学校薬剤師により、ビデオ、パンフレット等を媒体として、危険ドラッグ、覚醒剤等薬物乱用の弊害と薬物乱用防止思想の啓発・普及を図った。

なお、本事業は、昭和55年度から(公社)神奈川県薬剤師会に委託して実施している。

区分	年度	7年度		6年度		5年度		4年度		3年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	12	(3,758)	15	(3,939)	13	(4,429)	11	(4,054)	8	(2,094)
	私立	2	(92)	1	(80)	1	(100)	2	(150)	1	(208)
	計	14	(3,850)	16	(4,019)	14	(4,529)	13	(4,204)	9	(2,302)
中 等 教 育 学 校	公立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	2	(15)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	2	(1,046)
	計	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	4	(1,061)
中 学 校	公立	72	(12,653)	61	(13,404)	51	(9,334)	63	(11,473)	59	(10,317)
	私立	2	(191)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	74	(12,844)	61	(13,404)	51	(9,334)	63	(11,473)	59	(10,317)
小 学 校	公立	110	(8,784)	115	(10,458)	133	(11,080)	123	(10,606)	127	(10,990)
	私立	-	(-)	6	(213)	1	(107)	1	(104)	1	(112)
	計	110	(8,784)	121	(10,671)	134	(11,187)	124	(10,710)	128	(11,102)
そ の 他 P T A 等		2	(757)	2	(644)	1	(567)	-	(-)	-	(-)
計		200	(26,235)	200	(28,738)	200	(25,617)	200	(26,387)	200	(24,782)
県 薬 剤 師 会 自 主 開 催		-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
合 計		200	(26,235)	200	(28,738)	200	(25,617)	200	(26,387)	200	(24,782)
委 託 費		1,000千円		1,000千円		600千円		600千円		600千円	

(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発

薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締員等を学校等における薬物乱用防止教室に講師として派遣し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど小・中・高校生等に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開した。

区分	年度	7年度		6年度		5年度		4年度		3年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	31	(10,335)	27	(7,114)	26	(8,261)	15	(4,610)	1	(593)
	私立	2	(1,627)	3	(1,483)	2	(1,065)	2	(1,774)	-	(-)
	計	33	(11,962)	30	(8,597)	28	(9,326)	17	(6,384)	1	(593)
中 等 教 育 学 校	公立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
中 学 校	公立	22	(4,388)	24	(5,828)	27	(6,732)	20	(4,813)	2	(567)
	私立	-	(-)	4	(679)	0	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	22	(4,388)	28	(6,507)	27	(6,732)	20	(4,813)	2	(567)
小 学 校	公立	28	(2,547)	31	(2,868)	24	(2,368)	29	(2,874)	3	(346)
	私立	-	(-)	1	(212)	0	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	28	2,547	32	3,080	24	2,368	29	(2,874)	3	(346)
P T A 等		3	(521)	3	(451)	3	(402)	1	(300)	1	(300)
計		86	(19,418)	93	(18,635)	82	(18,828)	67	(14,371)	7	(1,806)

4 麻薬取扱者等の状況

(1) 麻薬等取扱者数

各年度3月末現在

種類 年度	麻 薬					向精神薬		特定 麻薬等 卸小売業者 原料	覚 醒 剤				大麻 研究者※	けし 研究栽培者	計
	卸 売 業 者	小 売 業 者	施 用 者	管 理 者	研 究 者	卸 売 業 者	試 験 研 究 施 設		施 用 機 関	研 究 者	原 料 取 扱 者	原 料 研 究 者			
7年度	27	3,633	18,116	1,271	119	7	115	153	3	30	56	12	1	1	23,543
6年度	27	3,595	18,404	1,235	125	7	124	153	3	32	57	13	21	1	23,797
5年度	27	3,505	17,897	1,180	123	7	124	153	3	36	59	16	21	1	23,152
4年度	27	3,431	17,106	1,084	129	7	127	153	3	32	60	19	19	1	22,198
3年度	28	3,348	17,312	1,059	130	7	131	154	3	32	62	21	16	1	22,304

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

※令和6年12月の法改正により、大麻研究者が大麻草研究栽培者となり大臣許可となった。

(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者) 内訳

令和8年3月末現在

業 種 人 数	施 用 者			管 理 者			
	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 剤 師
	16,780	225	1,111	836	5	153	277
	18,116			1,271			

(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数

令和7年度

種類	件名	免 許 届	免 許 証 再 交 付 申 請	業 務 止 届	記 載 事 項 変 更 届	免 許 証 返 納 届	麻 薬 廃 棄 届	調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届	計
卸 売 業 者		12	0	0	0	12	32	-	56
小 売 業 者		1,567	2	182	157	1,344	2,548	3,221	10,359
施 用 者		8,790	41	1,891	4,523	6,228	53	10	21,536
管 理 者		605	1	157	70	392	411	1,407	3,043
研 究 者		60	0	25	30	38	7	-	160
製 造 業 者		-	-	-	-	-	4	-	4
元 卸 売 業 者		-	-	-	-	-	2	-	2
特定麻薬等原料 卸 小 売 業 者		1	-	2	4	-	-	-	7
家 庭 麻 薬 製 造 業 者		-	-	-	-	-	-	-	0
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	0
計		11,035	44	2,257	4,784	8,014	3,057	4,638	33,829

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可事務処理件数

令和7年度

件名	許可件数 (許可業者数)	許可申請	再交付 申請	変更届	追加届	返納届	計
件数	244 (1180)	140	3	33	29	6	211

(5) 覚醒剤研究者指定等関係事務処理件数

令和7年度

種類	件名	指定等 申請	免許証再 交付申請	業務廃止 届	記載事項 変更届 ・変更届	返納届	計
覚醒剤施用機関		-	-	-	-	-	0
覚醒剤研究者		24	-	9	1	17	51
覚醒剤原料取扱者		10	-	1	17	10	38
覚醒剤原料研究者		4	-	1	3	3	11
けし研究栽培者		1	-	-	-	1	2
向精神薬卸売業者		-	-	-	-	-	0
向精神薬試験研究施設		1	1	10	33	-	45
計		40	1	21	54	31	147

5 麻薬・覚醒剤等の監視指導

麻薬及び覚醒剤等は、そのすぐれた薬理作用により高い医療価値を有する反面、強い習慣性があり、この乱用は個人の心身に重大な弊害(麻薬中毒等)を生ずるだけでなく、各種犯罪誘発の原因になるなど社会に及ぼす影響は計り知れないものがあるため、これらを取り扱う施設に対し適正に使用、管理等がなされるよう監視指導を実施した。

(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

麻薬・覚醒剤等を取り扱う施設に対し、適正な使用、管理等を期するため立入検査を行い、監視指導を実施した。

麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

令和7年度

事 項 業 種		対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	違 反 業 務 所 数	違 反 内 容							措 置		
					廃 棄	管 理 ・ 保 管	帳 簿	施 用 等	届 出	そ の 計		業 務 停 止	報 告 書 等	計
麻 薬	麻 薬 卸 売 業 者	27	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻 薬 小 売 業 者	3,633 (1180)※1	468 (131)※1	9	3	-	-	-	1	5	9	-	8	8
	特定麻薬等原料卸小売業者	153	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻薬診療施設(病院)	319	134	2	1	-	-	1	-	-	2	-	2	2
	麻薬診療施設(診療所)	3,108	29	13	5	1	-	3	2	2	13	-	12	12
	麻 薬 研 究 者	119	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	けし研究栽培者	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
向 精 神 薬	向精神薬卸売業者	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	向精神薬試験研究施設	115	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし薬局	4,285	548	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
	免許みなし卸売販売	530	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病 院 ・ 診 療 所		174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚 醒 剤 ・ 同 原 料	覚 醒 剤 施 用 機 関	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚 醒 剤 研 究 者	30	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤原料取扱者	56	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤原料研究者	12	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬 局		548	4	3	-	-	-	-	1	4	-	4	4
	病 院 ・ 診 療 所		174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		12,398	2,147	29	12	1	0	4	3	9	29	0	26	26

(参考) 全 国 ※2	202,693	58,273	1,312
-------------	---------	--------	-------

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

※1麻薬小売業者間譲渡許可業者数(内数)

※2厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」(2025年12月)による令和6年の数。

麻薬・覚醒剤等監視指導結果内訳一覧表

事 項 業 種		7 年 度					6 年 度				
		対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率	対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率
麻 薬	麻 薬 卸 売 業 者	27	3	11.1%	－	－	27	11	40.7%	－	－
	麻 薬 小 売 業 者	3,633	468	12.9%	9	1.9%	3,595	563	15.7%	13	2.3%
	特定麻薬等原料卸小売業者	153	13	8.5%	－	－	153	25	16.3%	－	－
	麻 薬 診 療 施 設（病院）	319	134	42.0%	2	1.5%	322	155	48.1%	4	2.6%
	麻薬診療施設（診療所）	3,108	29	0.9%	13	44.8%	3,105	14	0.5%	11	78.6%
	麻 薬 研 究 者	119	4	3.4%	－	－	125	43	34.4%	－	－
	けし研究栽培者	1	0	0.0%	－	－	1	0	0.0%	－	－
	大 麻 研 究 者 ※						21	3	14.3%	－	－
向 精 神 薬	向精神薬卸売業者	7	0	0.0%	－	－	7	2	28.6%	－	－
	向精神薬試験研究施設	115	2	1.7%	－	－	123	13	10.6%	－	－
	免 許 み な し 薬 局	4,285	548	12.8%	1	0.2%	4,267	655	15.4%	－	－
	免許みなし卸売販売	530	45	8.5%	－	－	541	74	13.7%	－	－
	病 院 ・ 診 療 所		174		－	－		182		－	－
覚 醒 剤 ・ 同 原 料	覚 醒 剤 施 用 機 関	3	0	0.0%	－	－	3	1	33.3%	－	－
	覚 醒 剤 研 究 者	30	1	3.3%	－	－	32	7	21.9%	－	－
	覚 醒 剤 原 料 取 扱 者	56	4	7.1%	－	－	57	16	28.1%	－	－
	覚 醒 剤 原 料 研 究 者	12	0	0.0%	－	－	13	4	30.8%	－	－
	薬 局		548		4	0.7%		647		6	0.9%
	病 院 ・ 診 療 所		174		－	－		182		1	0.7%
計		12,398	2,147	17.3%	29	1.4%	12,392	2,597	21.0%	34	1.3%

※令和6年12月の法改正により、大麻研究者が大麻草研究栽培者となり大臣許可となった。

(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施

けしの開花期にあたる5月1日から2ヶ月間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、栽培が禁止されている大麻、けしの周知を図り、不正栽培の摘発及び自生大麻・けしの除去を行った。

年 度	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
け し	5,007本 (91ヶ所)	7,420本 (89ヶ所)	7,832本 (104ヶ所)	10,363本 (79ヶ所)	6,524本 (68ヶ所)
大 麻	－	－	－	－	－

(3) 麻薬等講習会の開催

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に関する知識を周知し、かつ業務所における管理の適正を図るため講習会を開催した。

令和7年度

対 象 者	実 施 回 数	受 講 者 数
薬 局 管 理 薬 剤 師 等	0回	0人
病 院 ・ 診 療 所 薬 剤 師	1回	38人
関 係 団 体 主 催 の 研 修 会	2回	351人

(4) 麻薬事故状況

年度		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
項目 事故の種類	滅 失	437 (116)	466 (143)	464 (135)	421 (127)	425 (111)
	盗 難	-	-	2	1	1
	所 在 不 明	11	17	11	10	14
	そ の 他	33	37	33	36	36
	計(件数)	481	520	510	468	476

*滅失のうち()は破損で内数

(5) 向精神薬事故状況

年度		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
項目 事故の種類	滅 失	1	-	-	-	-
	盗 難	1	-	-	1	3
	所 在 不 明	1	3	3	5	3
	そ の 他	-	3	4	19	7
	計(件数)	3	6	7	25	13

(6) 覚醒剤(原料)事故状況

年度		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
項目 事故の種類	滅 失	5	4	2	4	4
	盗 難	-	-	-	-	-
	所 在 不 明	3	2	6	1	5
	そ の 他	1	2	-	4	1
	計(件数)	9	8	8	9	10

6 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者診断届出状況

年度 項目		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
麻 薬 中 毒 者	不正使用者	-	-	1	-	-
	末期患者	-	-	-	-	-
措置入院者		-	-	-	-	-

(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況

県下に24名の相談員を置き、麻薬中毒者の観察指導及び相談等の業務を行った。
昭和48年に822名いた麻薬中毒者等は、相談員の積極的な観察指導等により大幅に社会復帰し、令和7度末では84名である。

なお、麻薬中毒者の異動及び観察指導状況は以下のとおりである。

麻薬中毒者の異動及び観察指導状況

年度 項目			7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
麻 薬 中 毒 者 移 動 状 況	増	新規対象者	-	-	1	-	-
		(措置入院者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		県内転入者	-	1	-	4	-
		計	0	1	1	0	0
	減	社会復帰者	-	-	-	-	-
		県外転出者	-	-	-	1	-
		死亡・帰国者	-	-	1	-	-
		その他	-	-	-	-	-
		計	0	0	1	1	0
	麻薬中毒者数		84	84	83	83	80
	内 訳	観察指導対象者	61	61	61	62	60
		所在不明者等	23	23	22	21	20
観 察 状 況 指 況	観察指導回数		47	78	95	87	159
	内 訳	訪問回数	6	5	9	5	6
		その他	41	73	86	82	153

麻薬等薬物相談員による薬物の相談状況等

年度 項目		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
薬物の 相談件数 (件)	覚 醒 剤	27	93	122	144	140
	大 麻	9	-	11	5	16
	そ の 他 の 薬 物	3	3	2	24	22
	計	39	96	135	173	178
広 報 活 動 (回)		162	160	131	99	78

7 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、法律の規制が及ばないよう「ハーブ」「アロマ」「バスソルト」などと称し、人体への摂取目的を隠して販売されていることがあり、これらの使用による健康被害や死亡例も報告されている。また、身体への影響が明らかでない未知の物質が混入されているなど、麻薬や覚醒剤と同等か、それ以上に危険な薬物である可能性がある。

これら危険ドラッグの流通実態を把握するため、監視指導及び試買検査を実施し、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法等の法令違反の疑いがあると判断された場合は、関係部署や管轄自治体へ通報する等の対応を実施した。

(1) 試買検査状況

項目 \ 年度	7年度	6年度	5年度
試買方法	店舗及びインターネット	店舗及びインターネット	店舗
分析検体数	15	40	8
検出検体数	0	0	0

(2) 店舗の監視指導状況

項目 \ 年度	7年度	6年度	5年度
対象施設	***危険ドラッグ取扱店	***危険ドラッグ取扱店	***危険ドラッグ取扱店
調査件数	7	10	18
指導件数	0	5	5

※ 危険ドラッグ取扱店(固定店舗)は平成27年5月にゼロとなった。

※※ 「大麻グミ」等による健康被害事案を受け、CBD製品等を販売する店舗を調査した。

(3) インターネットの監視指導状況

項目 \ 年度	7年度	6年度	5年度
調査サイト数	10	10	11
措置件数	0	0	0

(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況

危険ドラッグへの迅速な対応を可能とするため、平成27年4月1日付けで「神奈川県薬物濫用防止条例」を施行した(完全施行は6月1日)。このことにより、県独自に知事指定薬物を指定し、知事指定薬物の所持等を規制することが可能となった。

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

令和7年度

	告示	施行	失効	数	指定物質(通称名)
1	R7.7.3	R7.7.4	R7.7.13	3	①Cypu ty l o n e、N-C y c l o h e x y l m e t h y l o n e ②N-De s e t h y l e t o n i t a z e n e ③1 T-A L-L A D
2	R7.8.29	R7.8.30	R7.9.8	3	①1 B z-L S D ②NB o c-DMT、NB-DMT ③4 F-4-MAR、4-f l u o r o-4-M e t h y l a m i n o r e x、p a r a-f l u o r o-4-m e t h y l a m i n o r e x、4 F-MAR、4-F P O
3	R7.10.29	R7.10.30	R7.11.8	3	①o r t h o-M e t h y l f e n t a n y l、o-M e t h y l f e n t a n y l ②5-M e t h y l e t o d e s n i t a z e n e、E t o m e t h a z e n e ③4-P r O-DMT
4	R8.1.21	R8.1.22	R8.1.31	3	①4 H O-M c P T、4 O H-M c P T、4-h y d r o x y M c P T ②N-P y r r o l i d i n o-i s o t o n i t a z e n e、I s o t o n i t a z e p y n e ③E t h y l e n e o x y n i t a z e n e、T e t r a h y d r o f u r a n i t a z e n e
5	R8.3.4	R8.3.5	R8.3.14	4	①1 S B-L S D ②3 C l-P C P、3-C h l o r o-P C P ③2 m e-P i H P、2 m e-P H i P、2-m e t h y l- α -P i H P、2-m e t h y l- α -P H i P ④I s o p r o p o x a t e
計				16	

過去5年間の知事指定薬物指定状況

令和6年度 5回延べ15物質を指定(現在全て失効)

令和5年度 5回延べ15物質を指定(現在全て失効)

令和4年度 4回延べ15物質を指定(現在全て失効)

令和3年度 5回延べ16物質を指定(現在全て失効)

令和2年度 4回延べ17物質を指定(現在全て失効)